（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六の四　（略）

（削る）

（削る）

十七～二十六　（略）

（計画管理課の所掌事務）

第八十二条　計画管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　前条第一号、第二号、第十四号から第十六号まで、第十七号から第十九号まで、第二十三号及び第二十五号に掲げる事務に関すること。

二　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第七条の規定による大深度地下使用協議会の庶務に関すること（東北地方整備局及び九州地方整備局を除く。）。

三　都市計画及び都市計画事業に関すること（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

四　景観法の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関すること（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、他部並びに都市整備課、住宅整備課及び建築安全課の所掌に属するものを、中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては、他部並びに都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、他部及び都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

五　宅地造成等規制法の施行に関すること（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

六　古都における歴史的風土の保存に関する総合的な政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整に関すること（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

七　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第八十三条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

（都市・住宅整備課の所掌事務）

第八十四条　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十一　（略）

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六の四　（略）

十六の五　国土調査法第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の実施並びに同法第十九条第五項の規定による国土交通大臣の指定に関する連絡調整に関すること。

十六の六　復興法第二十条第一項及び東日本大震災復興特別区域法第五十六条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関すること。

十七～二十六　（略）

（計画管理課の所掌事務）

第八十二条　計画管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　前条第一号、第二号、第十四号から第十六号まで、第十六号の五から第十九号まで、第二十三号及び第二十五号に掲げる事務に関すること。

二　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第七条の規定による大深度地下使用協議会の庶務に関すること（九州地方整備局を除く。）。

三　都市計画及び都市計画事業に関すること（関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、九州地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

四　景観法の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関すること（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、他部並びに都市整備課、住宅整備課及び建築安全課の所掌に属するものを、中部地方整備局にあっては、他部並びに都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを、九州地方整備局にあっては、他部及び都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

五　宅地造成等規制法の施行に関すること（関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、九州地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

六　古都における歴史的風土の保存に関する総合的な政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整に関すること（関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、九州地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

七　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第八十三条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（中部地方整備局にあっては、都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを、九州地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

（都市・住宅整備課の所掌事務）

第八十四条　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十一　（略）